

新城市総合計画審議会条例

平成17年10月1日

条例第18号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、新城市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、総合計画に関する事項及び進捗について調査審議し、その結果を市長に答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内で組織する。

- 2 審議会に会長及び副会長各1人を置く。
- 3 会長は、委員の互選とし、副会長は、会長が選任する。
- 4 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を助け、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市教育委員会の委員
 - (2) 市農業委員会の委員
 - (3) 市内の各種団体の代表者
 - (4) 学識経験を有する者
 - (5) 市内に住所を有する者
- 2 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第5条 審議会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、審議会の推薦により市長が委嘱する。
- 3 顧問は、審議会に出席し意見を述べることができる。
- 4 顧問は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会議)

第6条 会長は、審議会を招集し、その会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会に特別の事項を調査審議させるため、必要に応じ、部会を置くことができる。

(幹事及び調査員)

第8条 審議会に調査又は審議を補助するため幹事及び調査員を置くことができる。

- 2 幹事及び調査員は、市の職員その他相当と認める者のうちから、市長が任命又は委嘱する。

- 3 幹事は、審議会に出席し、意見を述べることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、企画部において処理する。

(委任)

第10条 この条例の定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成24年12月20日条例第37号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この条例の施行の日以後において最初に第4条第1項の規定により委員に委嘱された者に係る任期については、同条第2項本文の規定にかかわらず、1年とする。

(新城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 新城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年新城市条例第51号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成27年3月31日条例第3号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。